

③ 消費者への負担に関する規定について

5.4 消費者への負担に関する規定

- CCFL47において、「eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者へのいかなる負担なしに提供されなければならない。」との規定の追加が提案され、今後の検討課題となった。

○CCFL47後(step 5)時点

[5.4 The information on the pre-packaged foods offered for sale in ecommerce shall be provided without any costs for the consumer.]

5.4 eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者へのいかなる負担なしに提供されなければならない。

- EWGでは、「いかなる負担なしに」という文言について、wi-fiやモバイルデータ通信、情報にアクセスするための端末に関する費用なども含まれることになってしまい適切でないとの意見があった。
- これを受け、現状「追加的負担なしに」との文言に変更されている。

○CCFL48前(step7)時点

[5.4 The information on the pre-packaged foods offered for sale in e-commerce shall be provided without any additional costs for the consumer.]

5.4 eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。

18

仮議題 7：食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

仮議題 7：食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

【検討の経緯】

- 2017年 CCFL44において将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することが合意。
- 2019年 CCFL45において、カナダが討議文書を紹介したところ広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するため、第46回部会に向けて討議文書を改訂することが合意。
- 2021年 CCFL46において、食品表示への革新技术の利用について、包装食品の表示の一般規格の改訂も視野に、新規作業に着手することが合意。
- 2023年 CCFL47において、本文書を包装食品の表示の一般規格と独立したガイドラインとすることが合意された他、義務表示事項のテクノロジーによる代替、提供される情報の内容等について検討が行われた。本ガイドライン案はステップ5に進むこととなり、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とするEWGを設置するとともに、コーデックス総会で検討されることとなった。⇒2024年10月末のCCFL48で合意されれば、最速で同年11月末の総会でガイドラインになる可能性

【ガイドライン案の構成】

1. 目的

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

2. 適用範囲

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

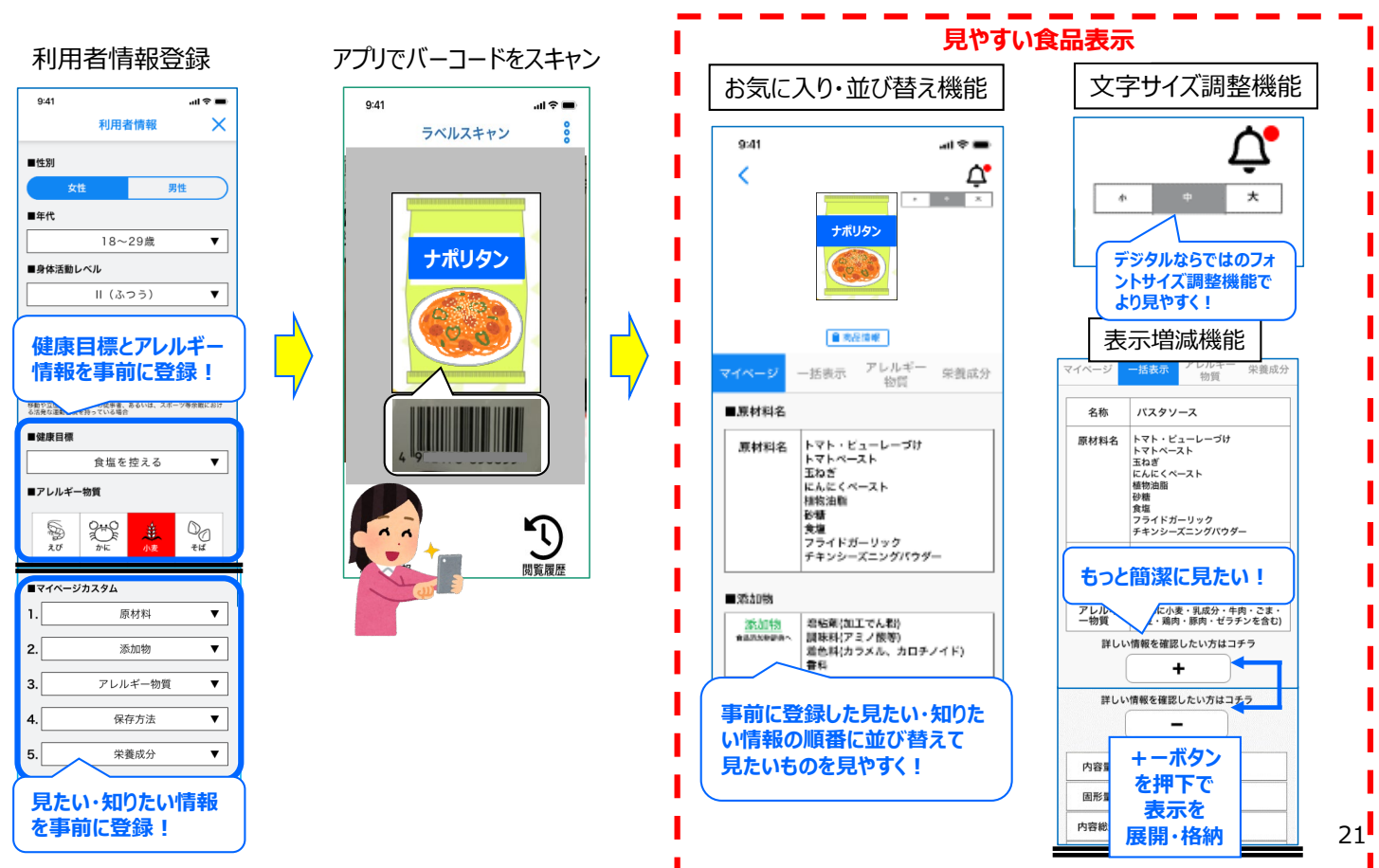
3. 利用

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

4. 用語の定義

20

「食品表示のデジタルツール活用に係る検討調査事業」（令和3年消費者庁）におけるテクノロジー（アプリ）を活用した食品情報の提供のイメージ



21

「食品表示のデジタルツール活用に係る検討調査事業」（令和3年消費者庁）におけるテクノロジー（アプリ）を活用した食品情報の提供のイメージ

活用される食品表示

ピクトグラムによるアレルギー物質アラート機能

事前に登録した情報に応じたアラートで見落とし防止！

アレルギー物質情報

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、アーモンド、あわび、いか

ピクトグラムを使用して視覚的に見やすく！

類似商品提案機能

類似商品の提案・比較により商品の選択に！

摂取目安との比較・健康目標に応じた強調機能

事前に登録した健康目標に応じて気になる表示を並び替えて強調！

■摂取基準量(1日あたり)		
栄養素名をタップすると、各要素の動きを知ることができます。		
食塩相当量	36%	/6.5g
たんぱく質	3.4%	/50g
脂質	1.2%	/182~273g
炭水化物	3~4.9%	/1025~1230g
エネルギー	4%	/2,000kcal

1日当たりの摂取基準量で健康づくりに！

たんぱく質	1.7g
脂質	2.8g
炭水化物	12.6g
食塩相当量	2.5g

用語確認機能（添加物・栄養成分）

食品添加物の役割が気になったらその場でタップして確認！理解して購入！

種類	目的と効果	食品添加物例
甘味料	食品に甘味を与える	●キシリトール ●アスパルテーム
着色料	食品を着色し、色調を調節する	●クチナシ黄色素 ●食用黄色4号
保存料	カビや細菌などの発育を抑制し、食品の保存性をよくし、食味を向上させる	●ソルビン酸 ●しらこたん白抽出物

食品添加物の役割が気になったらその場でタップして確認！理解して購入！

③脂質
脂質は、細胞膜の主要な構成成分です。また、脂溶性ビタミンの吸収を助けます。
人の生命機能の維持に不可欠なエネルギー源である一方、摂りすぎると肥満や心疾患のリスクを高めます。
脂身の多い肉、油、マーガリン、バター、油を多く使った揚げ物やスナック菓子、洋菓子に多く含まれます。

栄養成分の摂取の目的や働きが気になったらその場でタップして確認！

22

電子作業部会（EWG）において議論された主な論点

- ① 商業情報（commercial information）や広告（advertising）の扱い
- ② テクノロジーを使用して食品表示情報が提供される場合、その情報はいつまで利用可能でなければならないか
- ③ 食品表示情報の提供が、テクノロジーの使用のみによって行われるべきではない場合について
- ④ テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

等

① 商業情報 (commercial information)や広告 (advertising) の扱い

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- CCFL47では、商業情報(commercial information) や広告 (advertising) に関する次のような規定の扱いについて、引き続き検討することとされていた。

○修正前 (CCFL47後(step 5)時点)

[7.3 Food information described or presented using technology shall be presented in one place, separately from other commercial information intended for sale or marketing purposes.]

[7.3 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、一箇所に、販売又はマーケティングのためのその他の商業情報と区別して提示されなければならない。]

7.5 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling should link directly to this information and the food information should be available for the duration of the food's shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]. [The link shall not include advertising² pertaining to the food.]

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該食品情報はその食品の貯蔵寿命、[少なくとも賞味期限又は消費期限までの間] 利用可能でなければならない。[当該リンクはその食品に関する広告を含んではならない。]



24

① 商業情報 (commercial information)や広告 (advertising) の扱い

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- EWGでは、「商業情報」の意味するところが曖昧であるという点や、通常の容器包装上のラベルについてはそのような制限はないという点について指摘する意見があった。
- 一方で、義務的食品情報ももっぱらテクノロジーを使用して提供される場合に、その情報が容易に判別できることは消費者にとって重要という点では意見の一致が見られ、以下のような修正案となっている。

○修正後 (CCFL48前 (Step 6) 時点)

[7.3 Where mandatory food information is provided solely described or presented using technology, the reference on the label or labelling shall link directly to this information, and the mandatory food information shall be presented in one place, readily identifiable, grouped together, and easily distinguishable separately from other commercial information intended for sale or marketing purposes.]

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報は容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。

25

② テクノロジーを使用して食品表示情報が提供される場合、その情報はいつまで利用可能でなければならないか

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- CCFL47では、テクノロジーを使用して提供される食品表示情報がいつまで利用可能でなければならないについても引き続き検討課題とされた。
- EWGにおける議論を経て、セクション7.5に規定されるデジタルツールで提供される食品義務表示情報の利用可能期間については、消費期限のある食品については少なくともその消費期限、賞味期限の付される食品や期限表示のないような食品については、その食品が安全で、販売、消費、使用に適している限りの間が適切であるということで、セクション7.5の文言を修正。

○修正前（CCFL47(step 5)時点）

7.5 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling should link directly to this information and the food information should be available for the duration of the food's shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]. [The link shall not include advertising⁵ pertaining to the food.]

the duration of the food's shelf life（食品の保存期間）に関する記述について、より具体的な文言へ変更



○修正後（CCFL48前（Step 6）時点）

7.5 Where mandatory food information is solely provided using technology, the food information shall be available for at least the period, established under intended conditions of distribution, storage, retail and use, that the food would remain safe and suitable for sale, consumption or use. For prepackaged foods that are labelled with a use-by date or expiration date, this means for at least the period up to and including this date.

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり利用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

26

③ 食品表示情報の提供が、テクノロジーの使用のみによって行われるべきではない場合について

- CCFL47では、以下のような規定が議論された。

○CCFL47開始(step 4)時点

3) Food information concerning health and safety (e.g. ingredients, allergens, expiration dates) should not be provided exclusively using technology if its absence on the label or labelling could cause ~~injury~~ **harm** to the health of a consumer.

3) 健康及び安全に関する食品情報（例：原材料、アレルゲン、消費期限）は、ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

○ CCFL47における議論を経て、

- ・テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない事項として「名称」nameが追加された。
- ・「健康及び安全に関する食品情報」に何が該当するかは各国当局に委ねられるべき事項であるといった指摘を受け、例示が削除された。
- ・「ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には」という部分が削除された。

○ EWGでは一部の国から、「ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には」を復活させるべきとの意見もあったが、指示が集まらず反映されていない。

○CCFL47終了(step 5)時点 ⇒ CCFL48前（step 6）時点で変更なし

5.2 Name of the food and food information concerning health and safety should not be provided exclusively using technology.

5.2 食品の名称並びに健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

27

④テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

- CCFL47では、考慮事項として「そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある」という文言が追加され、引き続きの検討事項とされた。

○修正前（CCFL47(step 5)時点）

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- (a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- (b) the general population, or a sub-set of the population for whom the food information is intended, should have widespread and adequate access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- (c) it is reasonable for the consumer to use the technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use and that there is evidence of similar consumer understanding of the technology.

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a)食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c)購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的であり、そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある。



28

④テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

- 当該部分については、意味が不明瞭で冗長、実効的でない等の理由で指示が集まらず、最新の条文案では削除されている。

○修正後（CCFL48前(step6)時点）

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- b) the general population, or a sub-set of the population for whom the food information is intended, should have widespread and adequate access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- c) it is reasonable for the consumer to use the technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use ~~and that there is evidence of similar consumer understanding of the technology.~~

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a)食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c)購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的であり、そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある。

29